



27年度発中畜第1385号  
平成28年3月15日

リース事業者 各位

公益社団法人 中央畜産会



畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業）に係る  
リース事業者登録資格の申請について

## 1 事業の趣旨

我が国の畜産・酪農は、農家戸数や飼養頭数が減少している現状にあり、生産基盤の強化が喫緊の課題となっております。このような中、環太平洋パートナーシップ協定（TPP）交渉の大筋合意がなされ、これを踏まえて策定された「総合的な TPP 関連政策大綱」（平成27年11月25日 TPP 総合対策本部決定）において、「攻めの農林水産業への転換」として、省力化機械の整備等による生産コストの削減や品質向上など収益力・生産基盤を強化することにより、畜産・酪農の国際競争力の強化を図るため、畜産・酪農収益力強化総合プロジェクトを集中的に講じることとされたところです。

これに則り、畜産・酪農の収益力・生産基盤を強化し、国際競争力の強化を力強く、集中的に進めるため、畜産農家を始めとする関係者が連携する畜産クラスターの仕組みの活用等により、生産コストの削減、規模拡大、外部支援組織の活用等、地域一体となって行う取組を支援する事業として、畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業の中で機械導入事業を実施することといたしました。

## 2 事業実施主体

公益社団法人中央畜産会（代表者：会長 小里貞利）

東京都千代田区外神田2丁目16番2号 第2ディーアイシービル9階

※都道府県段階の本事業の窓口業務については、別紙1の道府県畜産協会に委託

## 3 事業の内容

全国各地に設立された畜産クラスター協議会の中心的な経営体及び飼料生産受託組織等がリース方式により機械装置を導入する場合に、そのリース料についての負担軽減を図るため、リース事業者に対し、当該機械装置の取得に必要な費用の一部について助成（補助率1/2以内）する事業であり、主な内容は別紙2のとおりです。

## 4 リース事業者の登録要件

本事業に登録を希望するリース事業者は、日本国内に所在する民間団体等（民間企

業、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、協同組合等をいう。)であって、次に定める要件に該当するものとします。

- (1) 本事業の趣旨を十分に理解し、適切な事業執行に協力すること
- (2) 畜産・酪農収益力強化総合対策基金事業実施要綱（平成28年1月20日付け27生畜第1574号農林水産事務次官依命通知）、畜産・酪農収益力強化総合対策基金事業実施要領（平成28年1月20日付け27生畜第1621号農林水産省生産局長通知）別紙2の畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業）及び補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律等関係法令を遵守すること
- (3) リース事業者が事業継続困難となった場合、リース事業者は貸付対象機械装置の貸付期間内に同一条件で、他のリース事業者を通じて事業が継続できるための措置を講ずること
- (4) 貸付対象機械装置の貸付期間内において、取組主体の死亡又は離農、法人の場合の解散等によりリース契約を解除した場合、他の畜産農家等とのリース契約の締結により、貸付対象機械装置の効率的な利用に努めること
- (5) 農林水産省、中央畜産会が行うリース料の設定等その他リース事業に関する調査に協力すること
- (6) 暴力団等の反社会的勢力を排除すること
- (7) その他

## 5 申請場所

〒101-0021

東京都千代田区外神田2丁目16番2号 第2ディーアイシービル9階

公益社団法人中央畜産会管理部（総務）

※申請書は郵送又はご持参願います。

## 6 受付期間

平成28年3月16日（水）～

## 7 登録リース事業者の公表

平成28年3月25日（金）第1回登録リース事業者公表

以後毎月2回（15日と30日）登録リース事業者公表

注1：第1回登録リース事業者の公表は、平成28年3月16日（水）～23日（水）までに申請のあった者とします。

注2：登録リース事業者の公表は、本社郵便番号、本社住所、商号又は名称、代表者役職、代表者氏名、資本金、URL等について公表します。

## 8 登録資格の審査

申請書と添付書類を基に登録資格の審査を行います。審査結果については、登録資格審査結果通知を発送します。

## 9 申請にあたっての提出書類

### (1) 申請書（別添様式第1号及び第2号）

※申請は本社からのみとします。

### (2) 添付書類

#### ①登記事項証明書（写）

登記事項証明書とは、商業登記法（昭和38年法律第125号）第6条第5号から第9号までに掲げる株式会社登記簿等に記録されている事項の証明書です。

#### ②財務諸表（1年分）

財務諸表とは、法人の場合、申請者が自ら及び会計士等が作成した貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書や正味財産増減計算書、収支計算書及び財産目録等を意味し、申請日直前1年以内に確定した決算書類等です。

#### ○株式会社等の場合

株主総会等により確定した、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書等を意味します。

#### ○公益法人の場合

毎年度、各会計基準に規定された書式で作成された、決算後の貸借対照表、正味財産増減計算書、収支計算書（損益計算書）、財産目録等を意味します。

#### ○組合の場合

通常総会等により確定した、貸借対照表、損益計算書を意味します。

#### ③営業経歴書

営業経歴書とは、申請者が自ら作成している会社の商号・所在地、代表者役職・氏名、法人設立の根拠法、法人番号、営業所（地域を代表して主に契約を締結する本店、支店、事務所等）の所在状況、沿革（創業、法人設立、合併・分社等、休業・事業再開）、役員等名簿、主な営業内容（主たる事業の種類や、営業品目）、資本金や外資状況、創業年月日、設立年月日、営業年数、従業員数等についての記載を含んだ書類です（上記内容が記載されていれば、ホームページの内容やパンフレット等でも可）。申請日直前1年以内に作成したものを提出してください。

## 10 本件についての連絡先

〒101-0021

東京都千代田区外神田2丁目16番2号 第2ディーアイシービル9階

公益社団法人中央畜産会

経営支援部（支援・調査）担当：浅沼・瀧島 TEL 03(6206)0843

(別添様式第1号)

平成 年 月 日

公益社団法人中央畜産会  
会長 小里 貞 利 殿

本社住所  
名 称  
代 表 者 印

畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業）に係る  
リース事業者登録資格の審査申請について

畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業）におけるリース事業者としての登録資格の審査を申請します。

なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違しないことを誓約します。

(別添様式第2号)

畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業）に係る  
リース事業者の概要について

フリガナ	
本社住所 (登記上)	〒 _____ 住所 _____ _____
	電話番号: _____

フリガナ	
商号又は 名 称	

フリガナ	
代表者 役 職 氏 名	

URL	http://
-----	---------

担当者 連絡先	〒 _____
	住 所 _____
	所属部署・役職 _____
	担 当 者 氏 名 _____
	TEL: _____ FAX: _____
e-mail _____	

リース事業開始年月		資本金 (円)	
-----------	--	---------	--

## 都道府県段階における本事業の窓口団体一覧

No.	都道府県	都道府県窓口団体名	〒	住 所
1	北海道	一般社団法人 北海道酪農畜産協会	060-0004	札幌市中央区北4条西1-1 北農ビル13階
2	青森県	一般社団法人 青森県畜産協会	030-0822	青森市中央2-1-15 畜連ビル2階
3	岩手県	一般社団法人 岩手県畜産協会	020-0605	岩手県滝沢市砂込389-7
4	宮城県	一般社団法人 宮城県畜産協会	983-0832	仙台市宮城野区安養寺3-11-24
5	秋田県	公益社団法人 秋田県農業公社	010-0951	秋田市山王4-1-2 秋田地方総合庁舎5階
6	山形県	公益社団法人 山形県畜産協会	990-0042	山形市七日町3-1-16 山形県 J A ビル
7	福島県	公益社団法人 福島県畜産振興協会	960-8061	福島市五月町10-17
8	茨城県	公益社団法人 茨城県畜産協会	310-0022	水戸市梅香1-2-56 畜産会館
9	栃木県	公益社団法人 栃木県畜産協会	321-0905	宇都宮市平出工業団地6-7
10	群馬県	公益社団法人 群馬県畜産協会	379-2147	前橋市亀里町1310 J A ビル
11	埼玉県	一般社団法人 埼玉県畜産会	360-0102	熊谷市須賀広784 埼玉県農業技術研究センター
12	千葉県	公益社団法人 千葉県畜産協会	260-0021	千葉市中央区新宿1-2-3 K & T 千葉ビル3階
13	東京都	公益社団法人 中央畜産会	101-0021	東京都千代田区外神田2-16-2 第2ディーアイシービル
14	神奈川県	一般社団法人 神奈川県畜産会	235-0007	横浜市磯子区西町14-3
15	新潟県	公益社団法人 新潟県畜産協会	950-1101	新潟市西区山田字堤付2310-15
16	富山県	公益社団法人 富山県畜産振興協会	930-0901	富山市手屋3-10-15
17	石川県	公益社団法人 石川県畜産協会	920-0362	金沢市古府1-217
18	福井県	一般社団法人 福井県畜産協会	910-0005	福井市大手3-2-18 農業会館
19	山梨県	公益社団法人 山梨県畜産協会	400-0822	甲府市里吉3-9-1
20	長野県	一般社団法人 長野県畜産会	380-0936	長野市大字中御所字岡田30-9
21	岐阜県	一般社団法人 岐阜県畜産協会	500-8385	岐阜市下奈良2-2-1 岐阜県福祉・農業会館
22	静岡県	公益社団法人 静岡県畜産協会	420-0838	静岡市葵区相生町14-26-3 静岡県獣医畜産会館
23	愛知県	公益社団法人 愛知県畜産協会	460-0002	名古屋市中区丸の内3-4-10 大津橋ビル
24	三重県	一般社団法人 三重県畜産協会	514-0003	津市桜橋1-649 農業共済会館1階
25	滋賀県	一般社団法人 滋賀県畜産振興協会	523-0896	近江八幡市鷹飼町北4-12-2
26	京都府	公益社団法人 京都府畜産振興協会	601-8585	京都市南区東九条西山王町1 京都 J A 会館
27	大阪府	一般社団法人 大阪府畜産会	540-0012	大阪市中央区谷町1-3-27 大手前建設会館2階
28	兵庫県	公益社団法人 兵庫県畜産協会	650-0024	兵庫県神戸市中央区海岸通1 農業会館7階
29	奈良県	一般社団法人 奈良県畜産会	630-8301	奈良市高畑町1116-6 農業振興会館
30	和歌山県	公益社団法人 畜産協会わかやま	640-8331	和歌山市美園町5-1-1 和歌山県 J A ビル5階
31	鳥取県	公益社団法人 鳥取県畜産推進機構	680-0833	鳥取市末広温泉町723
32	島根県	公益社団法人 島根県畜産振興協会	690-0887	松江市殿町19-1 島根 J A ビル
33	岡山県	一般社団法人 岡山県畜産協会	700-0826	岡山市北区磨屋町9-18 農業会館5階
34	広島県	一般社団法人 広島県畜産協会	730-0051	広島市中区大手町4-7-3
35	山口県	公益社団法人 山口県畜産振興協会	754-0002	山口市小郡下郷2139
36	徳島県	公益社団法人 徳島県畜産協会	770-0011	徳島市北佐古一番町61-11
37	香川県	公益社団法人 香川県畜産協会	760-0023	高松市寿町1-3-2
38	愛媛県	公益社団法人 愛媛県畜産協会	790-0003	松山市三番町4-4-7 松山建設会館4階
39	高知県	一般社団法人 高知県畜産会	781-8125	高知市五台山5015-1
40	福岡県	公益社団法人 福岡県畜産協会	812-0044	福岡市博多区千代4-1-27
41	佐賀県	公益社団法人 佐賀県畜産協会	840-0803	佐賀市栄町2-1 佐賀県 J A 会館
42	長崎県	一般社団法人 長崎県畜産協会	850-0047	長崎市銭座町3-3
43	熊本県	公益社団法人 熊本県畜産協会	861-2101	熊本市東区桜木6-3-54
44	大分県	公益社団法人 大分県畜産協会	870-0844	大分市大字古国府1220
45	宮崎県	公益社団法人 宮崎県畜産協会	880-0806	宮崎市広島1-13-10
46	鹿児島県	公益社団法人 鹿児島県畜産協会	890-0064	鹿児島市鴨池新町15 J A 鹿児島県会館
47	沖縄県	公益財団法人 沖縄県畜産振興公社	900-0024	那覇市古波蔵1-24-27

## 別紙2

### 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業）事業の主な内容について

#### 1 本事業のリース対象者

本事業において機械装置をリース方式で利用する者（以下「取組主体」という。）は、畜産クラスター協議会の構成員であり、同協議会が作成し、都道府県知事から認定を受けた「畜産クラスター計画」に位置付けられた中心的な経営体をいいます。

取組主体の対象は、畜産・酪農収益力強化総合対策基金事業実施要領（以下「実施要領」という。）の別紙2の第3の1の（1）のとおりで、要件については、実施要領の別紙2の第3の1の（2）のとおりです。

#### 2 再貸付け

##### （1）貸付主体

農協等（農業協同組合、農業協同組合連合会、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、事業協同組合又は事業協同組合連合会）は、取組主体に対して機械装置を貸し付ける目的で、リース事業者から機械装置を借り受け、取組主体への再貸付ができます。

##### （2）再貸付の要件

- ① 複数の取組主体に対して、同一の機械装置を貸し付ける場合で、かつ、貸付主体が機械装置の管理を行うことに取組主体の経営上の合理性があると認められる場合
- ② その他再貸付を行うことが、取組主体の収益性の向上のために必要であると当該取組主体の所属する実施要綱第2の1の畜産クラスター協議会が認める場合

#### 3 貸付対象機械装置の範囲

- （1）貸付けの対象となる機械装置（以下「貸付対象機械装置」という。）の範囲は、実施要領の別紙2の別表1に掲げるとおりとなります。
- （2）貸付対象機械装置は、一般に市販されているものを対象とし、試験研究のために製造された機械装置については、貸付対象となりません。
- （3）貸付対象機械装置は、原則として新品を対象とします。ただし、取組主体が新規就農者の場合に限り、中古品を対象とすることができるものとします。この場合における貸付対象機械装置は、そのリースの開始時において、法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数をいう。以下同じ。）から経過年数を差し引いた残存期間（年単位とし、1年未満の端数は切り捨てる。）が2年以上であるものに限るものとします。
- （4）貸付対象機械装置は、リース事業者がリース物件として貸付可能なものとします。

#### 4 貸付期間

##### (1) 貸付期間終了後に貸付対象機械装置の所有権を移転する場合

貸付対象機械装置の貸付期間は、法定耐用年数の70%（法定耐用年数が10年以上の貸付対象機械装置については60%）以上（1年未満の端数切捨て）から法定耐用年数までの範囲内（中古品の場合は、法定耐用年数から経過年数を差し引いた残存期間とする。）で、リース事業者が貸付期間終了後に貸付対象機械装置の所有権を借受者に移転することを前提に、中央畜産会が別に定めるものとします。

ただし、貸付期間が法定耐用年数未満である場合は、貸付対象機械装置は法定耐用年数に達するまで所有権が移転した取組主体等において適正に使用するものとします。

##### (2) 貸付期間終了後に貸付対象機械装置の所有権を移転しない場合

貸付対象機械装置の貸付期間は、法定耐用年数（中古品の場合は、法定耐用年数から経過年数を差し引いた残存期間とする。）とします。

なお、貸付期間終了後の貸付対象機械装置の取扱いについては、中央畜産会が別に定めるものとする。また、再リースを行う場合にあっては、貸付対象機械装置の購入に要する経費の一部が補助されることから、この事業の趣旨を踏まえ、再リース料を設定するよう、中央畜産会がリース事業者を指導するものとする。

#### 5 中央畜産会が定める貸付期間等

- (1) 実施要領別紙2の第5の6の(1)の基金管理団体（中央畜産会）が別に定める貸付対象機械装置の貸付期間は、法定耐用年数以内で法定耐用年数の70%（法定耐用年数が10年以上のものは法定耐用年数の60%）以上（1年未満の端数は切り捨て）の期間で、借受者とリース事業者が合意した期間とする。
- (2) 実施要領別紙2の第5の6の(2)の基金管理団体（中央畜産会）が別に定める貸付期間終了後の貸付対象機械装置の取扱いについては、再リース又は第三者への譲渡により引き続き効率的に利用するよう努めることとするが、これが困難な場合は、基金管理団体（中央畜産会）がリース事業者と協議し処理する。

#### 6 貸付期間終了後の貸付対象機械装置の所有権の移転

リース事業者は、貸付対象機械装置について、実施要領別紙2の第5の6の(1)に基づく貸付期間終了後の適正な譲渡額をあらかじめ設定していた場合において、当該機械装置に係る貸付期間が終了したときは、当該譲渡額により取組主体等に当該機械装置の所有権を移転することができるものとします。

#### 7 途中解約の禁止

取組主体等は、貸付期間中のリース契約の解約はできません。

ただし、やむを得ず貸付期間中にリース契約を解約する場合は、未経過期間に係る貸



付料相当額を解約金として取組主体等がリース事業者に支払うものとします。

## 8 貸付料の基準

貸付料は、基本貸付料、附加貸付料等並びに消費税及び地方消費税とします。なお、基本貸付料、附加貸付料等については次のとおりとします。

### (1) 基本貸付料

基本貸付料は、貸付対象機械装置の取得価額（消費税及び地方消費税を除く。以下同じ。）に2分の1を乗じて得た額から譲渡額を控除して得た額を当該貸付対象機械装置の貸付期間で除して得た額とします。

### (2) 附加貸付料等

附加貸付料等は、リース契約締結時においてリース事業者が別に定める額とします。

ただし、リース事業者は、附加貸付料等を定めるに当たり、貸付対象機械装置の購入に要する経費の一部が補助されることから、資金調達にかかる金利相当分を低減するなど、この事業の趣旨を踏まえ、極力、低廉な額とするよう努めるものとしてください。

## 9 リース事業者への補助金交付

中央畜産会から畜産クラスター協議会を通じて取組主体に補助金の額の通知があります。その後に取り組主体とリース事業者との正式契約締結となります。

リース事業者への補助金の交付は、取組主体等から実績報告書、リース契約書（写）及び機械の導入報告書の提出と、リース事業者から精算払請求書、リース契約書（写）及び借受証（写）の提出を受け、双方の提出書類を確認終了後となります。

## 10 事業の推進指導等

リース事業者及び取組主体等は、中央畜産会の指導の下、都道府県、協議会、関係団体等との連携に努め、この事業の円滑な推進を図るものとします。

また、リース事業者には、県窓口団体とともにリース契約の内容に基づき、貸付対象機械装置に関する導入状況の現地確認等の調査を実施していただくことがあります。

## 11 補助金の返還

中央畜産会は、取組主体等、畜産クラスター協議会又はリース事業者から貸付対象機械装置の貸付期間中、当該機械装置の利用状況について報告を受け、その状況を把握するとともに、次に掲げる事由のいずれかに該当する場合において、正当な理由がなく、かつ、改善の見込みがないと認めるときは、取組主体等又はリース事業者に対して補助金の全部若しくは一部の返還を命じることができるものとします。

- (1) リース契約を解約又は解除したとき
- (2) 取組主体等が経営を中止したとき

- (3) 貸付期間中に借り受けた機械装置が滅失したとき
- (4) 申請書等に虚偽の記載をしたとき
- (5) リース契約に定められた契約内容に合致しないことが明らかとなったとき
- (6) 変更の届出、報告等を怠ったとき

## 12 その他

国又は独立行政法人農畜産業振興機構の事業において補助金等の交付を受けている機械装置については、本事業の対象から除外します。

また、取組主体等は、貸付対象機械装置の性質に応じて、リース事業者等とのメンテナンス契約を締結する等、貸付対象機械装置の導入による効率的な成果の発現に努めるものとします。